

Page	改正後	現行	備考	差異
新:8 旧:8	<u>IC</u> カード規定	<u>IC</u> カード規定	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	
新:8 旧:8	<u>1</u> カードの利用	<u>1.</u> (カードの利用)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:8 旧:8	(1) 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、営農貯金、貯蓄貯金および <u>JA</u> カードローン（キャッシュカード）について発行した <u>IC</u> チップを搭載した <u>IC</u> キャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、 <u>同一名義で当会に開設された全ての</u> 貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。	(1) 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、営農貯金、貯蓄貯金および <u>JA</u> カードローン（キャッシュカード）について発行した <u>IC</u> チップを搭載した <u>IC</u> キャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、 <u>それぞれ当該</u> 貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。	店頭に設置された営業店システムのタブレットにて、キャッシュカードを用いて「本人認証」を行う対応を追記。	変更
新:8 旧:8	ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当会とカードローン取引約定のある場合に限りま	ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当会とカードローン取引約定のある場合に限りま		
新:8 旧:8	① <u>当会</u> 、当会が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。） <u>もしくは</u> 当会がオンライン現金自動預入機の共同利用による現	① <u>当会</u> 、当会が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。） <u>および</u> 当会がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」と	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシ	変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	<p>金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して、<u>または当会もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、</u>カードローンの貸越の返済、普通貯金、営農貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）</p>	<p>いいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用してカードローンの貸越の返済、普通貯金、<u>営農貯金または貯蓄貯金</u>（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）</p>	<p>ユカードを用いて「預入れ」を行う対応を追記。</p>	
<p>新:8 旧:8</p>	<p>② <u>当会もしくは</u>当会がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合を含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して、<u>または当会もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、</u>カードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）</p>	<p>② <u>当会および</u>当会がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合を含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）</p>	<p>店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「払戻し」を行う対応を追記。</p>	<p>変更</p>
<p>新:8 旧:8</p>	<p>③ <u>当会、提携組合および当会が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機</u>（振</p>	<p>③ <u>当会、提携組合および当会が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機</u>（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、</p>		

Page	改正後	現行	備考	差異
	<p>込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。)を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合</p>	<p>「振込機」といいます。)を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合</p>		
<p>新:8 旧:8</p>	<p>④ 当会と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構_所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等(以下「マルチペイメント収納機関」といいます。)に対して、当会の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス(以下「Pay-easy(ペイジー)」)と利用する場合。また、当会と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy(ペイジー)を利用する場合</p>	<p>④ 当会と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等(以下「マルチペイメント収納機関」といいます。)に対して、当会の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス(以下「Pay-easy(ペイジー)」)と利用する場合。また、当会と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy(ペイジー)を利用する場合</p>		
<p>新:9 旧:8</p>	<p>⑤ 当会または提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、振込の依頼、届出事項の変更、口座振替の依頼等を行う場合</p>	<p>⑤ 当会および提携組合の窓口で入金および払戻しを行う場合</p>	<p>店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用</p>	<p>変更</p>

Page	改正後	現行	備考	差異
			いて「振込」、「届出事項の変更」口座振替の依頼等」を行う対応を追記。	
新:9	<u>⑥ 当会もしくは提携組合の貯金機、支払機もしくは振込機を使用して、または当会もしくは提携組合の店舗において、当会または提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を用いて貯金の残高や届出情報を表示する場合</u>		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「残高」、「届出情報表示」を行う対応を追記。	<u>追加</u>
新:9 旧:8	<u>⑦</u> その他当会所定の取引をする場合	<u>⑥</u> その他当会所定の取引をする場合	項番の変更	<u>変更</u>
新:9 旧:9	<u>2 入金</u>	<u>2. (貯金機による入金)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:9 旧:9	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に <u>したがって</u> 、貯金機にカードまたは通帳（当会および <u>県内</u> の提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に <u>従って</u> 、貯金機にカードまたは通帳（当会および <u>県内</u> の提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	同上	<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
新:9 旧:9	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により 当会および入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨に 限ります。また、 <u>1</u> 回あたりの入金は、当会および入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当会および入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、 <u>1</u> 回あたりの入金は、当会および入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。	同上	<u>変更</u>
新:9	(3) <u>入金機の代替として、ピンパッドを用いて窓口で入金する際は、当会（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、入金にあたっての限度額については、前項に定めるとおりとします。</u>		「ピンパッド」用いて、窓口入金する手順を追記。	<u>追加</u>
新:9	(4) <u>当会または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて入金をする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u>		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「入金」を行う対応を追記。	<u>追加</u>
新:9 旧:9	<u>3 払戻し</u>	<u>3. (支払機による払戻し)</u>	支払機と窓口の払戻しについて合わせて記載するため、タイトルを変更。	<u>変更</u>
新:9	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の	「提携約款の	<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:9	<p>払機の画面表示等の操作手順にしたがって支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p>	<p>画面表示等の操作手順に従って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p>	<p>作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。</p>	
新:9 旧:9	<p>(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当会または出金提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当会または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当会所定の金額の範囲内とします。</p>	<p>(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当会または出金提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当会または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当会所定の金額の範囲内とします。</p>	<p>同上</p>	<p>変更</p>
新:9 旧:9	<p>(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p>	<p>(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p>	<p>自動機利用手数料金額等を記載した箇所の項番の変更にともない変更。</p>	<p>変更</p>
旧:9		<p><u>4. (カードによる窓口での入金および払戻し)</u></p>	<p>「2 入金」および「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。</p>	<p>削除</p>
旧:9		<p><u>(1) カードによる窓口での入金の際は、当会（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。</u></p>	<p>「2 入金」に記載内容を統合したため削除。</p>	<p>削除</p>

Page	改正後	現行	備考	差異
新:9 旧:9	<u>(6) ピンパッドを用いて窓口で払戻しを行う際には、当会所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、払戻しの際の1回あたりの限度額および限度額超過時の対応は前二項に定めるとおりです。</u>	<u>(2) カードによる窓口での払戻しの際は、</u> 当会所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえ、カードとともに提出してください。	「3 払戻し」に記載内容を統合のうえ、「ピンパッド」を窓口で利用する手順を追記。	<u>変更</u>
新:9	<u>(5) 当会または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて払戻しをする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u>		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「払戻し」を行う対応を追記。	<u>追加</u>
旧:9		<u>なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。</u>	「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	<u>削除</u>
旧:9		<u>(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当会（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。</u>	「2 入金」および「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	<u>削除</u>
旧:9		<u>(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</u>	「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	<u>削除</u>
新:10	<u>4 振込機による振込</u>	<u>5. (振込機による振込)</u>	「提携約款の	<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:9			作成・編集に関するガイドラインにしたがい変更。	
新:10 旧:9	振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>したがって</u> 、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>従って</u> 、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	同上	<u>変更</u>
新:10 旧:10	<u>5</u> 自動機利用手数料等	<u>6. (自動機利用手数料等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:10 旧:10	<u>6</u> 代理人による預入れ・払戻しおよび振込	<u>7. (代理人による預入れ・払戻しおよび振込)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:10 旧:10	(1) 代理人（本人と生計をともにする親族、法定代理人のどちらか <u>1</u> 名に限ります。）による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当会は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。	(1) 代理人（本人と生計をともにする親族、法定代理人のどちらか <u>1</u> 名に限ります。）による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当会は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。	同上	<u>変更</u>
新:10	(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振	(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込		

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:10	込依頼人名は本人名義となります。	依頼人名は本人名義となります。		
新:10 旧:10	(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。ただし、代理人カードでカードローンの貸越を行うことはできません。	(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。ただし、代理人カードでカードローンの貸越を行うことはできません。		
新:10 旧:10	<u>7</u> 貯金機・支払機・振込機故障時等の取 <u>り</u> 扱い	<u>8.</u> (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:10 旧:10	(1) 停電、故障等により貯金機による取 <u>り</u> 扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当会および提携組合の窓口でカードにより入金をすることができます。	(1) 停電、故障等により貯金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当会および提携組合の窓口でカードにより入金をすることができます。	同上	変更
新:10 旧:10	(2) 停電、故障等により当会および提携組合の支払機による取 <u>り</u> 扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当会が支払機故障等の取 <u>り</u> 扱いとして定めた金額を限度として当会および提携組合の窓口でカードにより払戻すことができます。なお、提携組合以外の提携先の窓口では、この取 <u>り</u> 扱いはしません。	(2) 停電、故障等により当会および提携組合の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当会が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として当会および提携組合の窓口でカードにより払戻すことができます。なお、提携組合以外の提携先の窓口では、この取扱いはしません。	同上	変更
新:10 旧:10	(3) 前2項による入金 <u>は第2条3項および4項、払戻しは第3条4項および5項</u> によるものとします。	(3) 前2項による入金 <u>および払戻しを行う場合には、第4条</u> によるものとします。	参照箇所の変更にもなる変更。	変更
新:10 旧:10	(4) 停電、故障等により振込機による取 <u>り</u> 扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出するこ	(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。	同上	変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	とにより振込を依頼することができます。			
新:11 旧:10	<u>8</u> カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入	<u>9.</u> (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:11 旧:10	カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当会および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当会本支店（所）および全国の提携組合の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。	カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当会および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当会本支店（所）および全国の提携組合の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。	同上	<u>変更</u>
新:11	<u>9 本人確認</u>		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて暗証番号を入力し、「本人認証」を行う対応を追記。	<u>追加</u>
新:11	<u>(1) 当会は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当会が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗</u>		同上	<u>追加</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
	<u>証とが一致することを当会所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。</u>			
新:11	<u>(2) カードを、タブレット等を通して本人確認手段として利用する場合は、当会または提携組合所定の操作手順にしたがって、当会または提携組合の所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。</u>		同上	<u>追加</u>
新:11	<u>(3) 当会または提携組合は、前記によりタブレット等に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行うものとします。</u>		同上	<u>追加</u>
新:11	<u>(4) 当会または提携組合所定の場合には、前二項に加え、本人確認書類の提示等当会所定の手続を行うことがあります。</u>		同上	<u>追加</u>
新:11 旧:11	10_カード・暗証の管理等	10. <u>(カード・暗証の管理等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
旧:11		<u>(1) 当会は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当会が本人に交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当会の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</u>	「9 本人確認」の追記にともない、削除。	<u>削除</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
新:11 旧:11	<u>(1)</u> カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当会に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。	<u>(2)</u> カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当会に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。	項番の変更	<u>変更</u>
新:11	<u>(2) 当会または提携組合が、前記 9の本人確認手続を行ったうえで、払戻し、払戻請求書、諸届その他の書類を取り扱った場合（当会が預金の払戻しに応じたことを含みます。）は、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。ただし、後記 11および12 に定める場合にはこの限りではありません。</u>		「キャッシュカード+暗証番号」の一致を持って取引を行った場合、カードまたは暗証について事故があっても金融機関は免責となることを追記。	<u>追加</u>
新:11 旧:11	(3) カードの盗難にあった場合には、当会所定の届出書を当会に提出してください。	(3) カードの盗難にあった場合には、当会所定の届出書を当会に提出してください。		
新:11 旧:11	11_偽造カード等による払戻し等	11. <u>(偽造カード等による払戻し等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
新:12 旧:11	12_盗難カードによる払戻し等	12. <u>(盗難カードによる払戻し等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:12 旧:11	(1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当会に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。	(1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当会に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。		
新:12 旧:11	①_カードの盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること	①_カードの盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること		
新:12 旧:11	②_当会の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること	②_当会の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること		
新:12 旧:11	③_当会に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること	③_当会に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること		
新:12 旧:11	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。		
新:12 旧:12	ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当会が証明した場合には、当会は補てん対象額の <u>4分の3</u> に相当する金額を補てんするものとします。	ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当会が証明した場合には、当会は補てん対象額の <u>4分の3</u> に相当する金額を補てんするものとします。	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
新:12 旧:12	(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	同上	<u>変更</u>
新:12 旧:12	(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てん責任を負いません。	(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てん責任を負いません。	同上	<u>変更</u>
新:12 旧:12	13_カードの紛失、届出事項の変更等	13. <u>(カードの紛失、届出事項の変更等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:12 旧:12	(1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当会所定の方法により当会に届出てください。この届出前に生じた損害については、当会は責任を負いません。	(1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当会所定の方法により当会に届出てください。この届出前に生じた損害については、当会は責任を負いません。		
新:13 旧:12	(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当会および県内の提携組合に限ります。） <u>およびタブレット等</u> により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機 <u>およびタブレット等</u> の画面表示等の操作手順に <u>したがって</u> 貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当会および県内の提携組合に限ります。）により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に <u>従って</u> 貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	店頭に設置された営業店システムのタブレットにて、キャッシュカードの「暗証番号の変更」を行う対応を追記。	<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
新:13 旧:12	(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届け出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機（当会および県内の提携組合に限りま	(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届け出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機（当会および県内の提携組合に限りま		
新:13 旧:12	14_カードの再発行等	14. <u>(カードの再発行等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:13 旧:12	(1) カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカードIC損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの再発行は、当会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあ	(1) カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカードIC損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの再発行は、当会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあ	同上	<u>変更</u>
新:13 旧:13	(2) カードを再発行する場合には、当会所定の再発行手数料をいただきます。	(2) カードを再発行する場合には、当会所定の再発行手数料をいただきます。		
新:13 旧:13	15_貯金機、支払機、振込機への誤入力等	15. <u>(貯金機、支払機、振込機への誤入力等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:13	16_解約、カードの利用停止等	16. <u>(解約、カードの利用停止等)</u>	「提携約款の	<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:13			作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	
新:13 旧:13	<p>(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合またはカードローン取引が終了した場合（ただし、JAローンカード（キャッシュカード）に限る。）、または当会普通貯金規定（普通貯金無利息型（決済用）規定を含みます。以下、同じです。）、総合口座取引規定（総合口座（普通貯金無利息型）取引規定を含みます。以下、同じです。）、営農貯金または貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、カードのIC部分を切断のうえ破棄してください。</p>	<p>(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合またはカードローン取引が終了した場合（ただし、JAローンカード（キャッシュカード）に限る。）、または当会普通貯金規定（普通貯金無利息型（決済用）規定を含みます。以下、同じです。）、総合口座取引規定（総合口座（普通貯金無利息型）取引規定を含みます。以下、同じです。）、営農貯金または貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、カードのIC部分を切断のうえ破棄してください。</p>	同上	変更
新:13 旧:13	<p>(2) カードの改ざん、不正使用など当会がカードの利用を不相当と認めた場合、および暗証相違回数オーバーの場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。</p>	<p>(2) カードの改ざん、不正使用など当会がカードの利用を不相当と認めた場合、および暗証相違回数オーバーの場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。</p>		
新:13 旧:13	<p>(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当会の窓口において当会所定の本人確認書類の提示を受</p>	<p>(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当会の窓口において当会所定の本人確認書類の提示を受け、当会が本人であることを確認できたときに停止を解除します。</p>		

Page	改正後	現行	備考	差異
	け、当会が本人であることを確認できたときに停止を解除します。			
新:13 旧:13	①_第17条に定める規定に違反した場合	①_第 17 条に定める規定に違反した場合		
新:13 旧:13	②_普通貯金規定、総合口座取引規定、 <u>営農貯金規定</u> または貯蓄貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合	②_普通貯金規定、総合口座取引規定、 <u>営農貯金規定</u> または貯蓄貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合		
新:14 旧:13	③_貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当会が別途表示する一定の期間が経過した場合	③_貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当会が別途表示する一定の期間が経過した場合		
新:14 旧:13	④_カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当会が判断した場合	④_カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当会が判断した場合		
新:14 旧:13	17_譲渡、質入れ等の禁止	17._(<u>譲渡、質入れ等の禁止</u>)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:14 旧:13	18_規定の適用	18._(<u>規定の適用</u>)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:14 旧:13	(1) この規定に定めのない事項については、当会普通貯金規定、総合口座取引規定、 <u>営農貯金規定</u> または貯蓄貯金規定、ならびに <u>JA</u> カード	(1) この規定に定めのない事項については、当会普通貯金規定、総合口座取引規定、 <u>営農貯金規定</u> または貯蓄貯金規定、ならびに <u>JA</u> カードローン取引約定書、 <u>JA</u> カードローン利用規定（ただし、当会と <u>JA</u> カード	同上	<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
	ローン取引約定書、 <u>JA</u> カードローン利用規定 (ただし、当会と <u>JA</u> カードローン取引約定のある場合に限る。) および振込規定により取 <u>り</u> 扱います。	ローン取引約定のある場合に限る。) および振込規定により取扱います。		
新:14 旧:14	(2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	(2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		
新:14 旧:14	(3) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	(3) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。		
新:14 旧:14	以 上	以 上		
新:14 旧:14	<u>(2025年6月1日現在)</u>	<u>(2020年4月1日現在)</u>		